

供託の申請はぜひご利用ください。

# オンライン申請 または 電子納付

## ○オンライン申請

オンライン申請による供託手続きには、供託かんたん申請というウェブブラウザから申請を行う方法と法務省が提供する「申請用総合ソフト」をインストールして申請する方法があります。

今回は、供託かんたん申請（電子証明書不要）について、説明します。

## 供託かんたん申請のメリット

### ○スマートフォンからも手続きが可能

インターネットができるパソコンやスマートフォンがあれば、すぐに申請できるので、自宅や会社から手続きが可能であり、法務局に出向く必要はありません。

### ○申請書を『かんたん』に作成

入力フォームに従って、一度簡単に申請書を作成すれば、次回の申請では、再利用（コピー）して申請書を作成することができます。

### ○平日の夜 9 時まで申請が可能

平日の午前 8 時 30 分から午後 9 時まで申請することができます（平日 5 時 15 分以降に申請されたものは翌開庁日に受け付けます。）。

## 供託かんたん申請の利用手順

### ○ご利用環境の事前準備（初回のみ）

登記・供託オンライン申請システムを利用するパソコン・スマートフォンの環境を確認します。続いて、申請者情報の登録などを行います。

### ○申請書の作成・送信

「供託かんたん申請」で申請書を作成し、送信します。

### ○供託金の納付・返信用封筒の送付

送信した申請が法務局で受理された後、供託金の電子納付を行います。併せて、供託書正本と供託通知書（被供託者に通知を希望する場合）発送用の切手と封筒を法務局に送付します。

※供託者又は被供託者が複数の場合は、供託かんたん申請をご利用いただけません。

供託オンライン申請の詳細はこちらから  
<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.html>



次ページへ⇒

# オンライン申請ができない場合は・・・ 郵送申請 & 電子納付(ペイジー)による供託もあります!!



## 郵送申請のおおまかな手続きの流れ

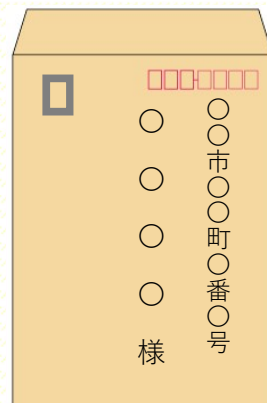
### 法務局への郵送書類 ※申請先の法務局へ郵送します。

供託申請用紙  
OCR用紙

定形封筒  
受理決定通知書送付用



定形外封筒 (A4サイズが入るもの)  
供託書正本・次回OCR用紙送付用



※必ず切手を貼ってください。

※被供託者へ通知を希望する場合は、切手(110円分)も同封してください。



供託所(法務局)で内容が審査され、「受理決定通知書」が郵送されます。

供託金をインターネットバンキングまたはATM(ペイジー対応)で納付します。

受理決定通知書に記載されている、

- ① 収納機関番号
- ② 納付番号(お客さま番号)
- ③ 確認番号

を確認し、インターネットバンキングまたはATM(ペイジー対応)のご案内に沿って入力し、供託金を納付します。



供託所(法務局)で納付が確認された後、供託書正本・次回分のOCR用紙が郵送されます。

電子納付の詳細は  
こちらから



<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/cautions/charge/charge.html>

供託書の記載例は  
こちらから



[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00015.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00015.html)

御不明な点がございましたら、以下までお問合せください。

〒400-8520 山梨県甲府市丸の内 1-1-18

甲府地方法務局供託課

TEL 055-252-7185 (業務時間: 平日9:00~17:00)